

- ・ケア協力病院の設置（富山県）
- ・24時間体制をとるためには、児童福祉司の増員。非常勤では十分な対応を取ることが困難（石川県）
- ・一定の条件を満たせば、警察官が立ち入り出来るよう法律改正を望む（石川県）
- ・介入機関とケア機関は別ものとすべき（石川県）
- ・費用徴収については、応分負担が原則となっているが、28条ケースや保護者を説得して措置となったケースなどは、費用徴収を拒否し結果として滞納になってしまいます。この点についても何らかの対策をお願いしたい（石川県）
- ・保健師（保護者の精神保健的対応と乳幼児相談）（福井県）
- ・教諭（各学校における児童問題への対応と学校教諭との連携）（福井県）
- ・弁護士（虐待相談や非行相談への法的解釈等の相談）（福井県）
- ・児童精神科医（保護者、児童へのケアに必要）（山梨県）
- ・一保へ教員（山梨県）
- ・児童精神科医（発達障害系児の増加、精神障害系の保護者増加への対応）（長野県）
- ・保護者に対するカウンセラー（民間で求めがたい現状だと、今後必要になる）（長野県）
- ・心理職員の増（たとえば、児童福祉司3人に対して心理2人という基準などにしたらどうか）
- ・C級児相への保健師配置（虐待者が精神障害者のケースが多い）。地方交付税において、児童福祉司以外の職員についても配置基準を明確にして欲しい（岐阜県）
- ・児童福祉司（交付税人員を下回らないような法整備。時間外対応を生み出さない人員の確保。法改正により、専門性の向上と市町村の指導等で、これまで以上に多忙になることが見込まれる）（静岡県）
- ・心理判定員（家族再統合及び発達障害ケースのケア活動の増加）（静岡県）
- ・医師3人（子どもと親の診療及び相談、福祉保健教育面も視野に入れた包括的支援、地域からの治療要請に対応、児相や県立施設への支援）。保健師2人（診断に基づき支援へつなぐコーディネイター、親支援のためのグループケア活動）。教員1人（特別支援教育コーディネイター）（静岡県）
- ・現行の職員体制を踏まえた上で、さらに必要な職種及び人員並びにその理由 ①児童福祉司、児童精神科医、心理職員 理由：児童虐待、少年

非行、性格行動等児童問題に適切に対応していくため②弁護士の配置

理由：虐待や非行ケースで法的対応が必要なものが増加しているため

③一時保護所職員（生活指導、保健師、看護師、心理職員、学習指導）

理由：小集団処遇と学習面及び精神・心理面のケアができるようするため（東京都）

- ・児童福祉司の増員は当然。被虐待児や虐待をする親の心理的ケアが充分出来ていないので、心理判定員の増員も必要。（神奈川県、三重県）
- ・家族再統合のために、児童相談員、児童精神科医の増員が必要（神奈川県）
- ・一保の職員の充実（看護士の配置、教員）（神奈川県）
- ・保健師（虐待の早期発見、育児支援の立場で母親等と関わる）（新潟県）
- ・28条では家裁は措置に関する審判をする場合、保護者に対し、指導措置を探るべき旨を都道府県に勧告できるとされているが、保護者に対して指導措置に従うべき旨を規定していただきたい（新潟県）
- ・心理判定員の配置基準化（心理的ケアの必要な児童が増加）（名古屋市）
- ・スーパーバイザーの配置基準化（きめ細かなケース指導に対応するため）
- ・里親について、活用できる里親が少ない、養子希望の里親が多い、現在の住環境では里親になるのは大変（名古屋市）
- ・施設が満床状態。岐阜、福井などへ県外委託を行っている（名古屋市）
- ・保健師・心理職員（迅速性・専門性の確保）
- ・児童福祉司（虐待通告への迅速、適正な対応の充実。家族再統合）（滋賀県）
- ・相談調査課として・・警察官またはそのOB（乱暴な親と関わる場合、資格よりも現実的な対応が出来る者が必要）（兵庫県）
- ・発達障害者支援法については、児相の業務量が増加し職員体制を検討しなければならないのであれば、障害福祉課と十分に協議して欲しい。教員（一保の学習保障のため）（兵庫県）
- ・心理判定員も基準を明確化して、増員出来るようにして欲しい。職員の研修体制強化（経験の浅い職員が多い）。一保は、保護が必要なあらゆる理由の子どもが入所するので、職員配置を考えて欲しい（愛知県）
- ・児童福祉司2名、判定員1名増員（相談機能の発揮できる体制として）（秋田県）
- ・24時間365日体制移行による、非常勤ではない正職員の増員（現宿直体制の緩和。非常勤では戦力的にあまりにも弱い）（秋田県）
- ・一保の職員の増員（緊急事態に対応の出来る夜勤体制にするため）（秋田県）

- ・教員・保健師の配置（多様な人材を配置し、期待に応えられる児相を目指したい）（山形県）
- ・常に事務室について、電話や来所者に対応する職員（児童福祉司3名に1人心理判定員5名に1人程度）（福島県）
- ・一保に、児童の健康管理・健康教育と服薬管理（医師との調整が可能な程度に）の職員、教育担当職員（福島県）
- ・児童福祉司について、その職務がソーシャルワークであることを再確認した上で、地域を「総括的に担当する」という本来の業務展開が可能な体制を確保し、必要な権限を付与する必要がある。そのためには、人口1万人に1人という水準を設定したい（福島県）
- ・児童福祉司、心理判定員、児童指導員（増大する業務量に対応するため）。受付相談員（インテーク機能、相談体制の充実を図るため）（茨城県）
- ・児童精神科医、弁護士（複数いれば、機動的に対応しやすい）（栃木県）
- ・教員・警察官（非行、ひきこもりに専門対応）（群馬県）
- ・児童福祉司の大幅な増員（10名）。心理判定員（親子再統合の働きかけを充実するため）。児童精神科医の常勤化（埼玉県）
- ・保健師（児童、親への保健面でのケア）。一保の心理判定員の常勤化（入所時の心理的ケア）。一保の教員（千葉県）
- ・医師及び弁護士（相談内容の複雑多様化、保護者対応のため）。一保の教員の定数化（保護児童の学習権保障）（香川県）
- ・精神科医や親のカウンセリングを担当するカウンセラー（精神障害等を要因とする相談の増加や、虐待に限らず施設措置児童の家庭復帰をスムーズにするため）（愛媛県）
- ・将来的に家庭復帰が困難なケースも多く、里親制度の充実が急務（愛媛県）
- ・児童福祉司、心理職員、児童指導員等が不足しているが、増員もままならない。配置基準を改めて欲しい（愛媛県）
- ・児童福祉司（後方支援）、心理判定員（家族再統合等）、弁護士（保護者への助言指導等）（福岡県）
- ・心理判定員（業務量に対して人が不足）（佐賀県）
- ・警察職員1人（暴力的な保護者や、人格上問題を有する保護者等への対応）（熊本県）
- ・ケースワーカーの増員。一保職員の増員（夜間休日対応）。心理判定員の増員（障害ケース等に加え、虐待児童のケアなどが増加）（大分県）
- ・関係機関との連携・強化のため、警察や教育庁からの職員の派遣も検討する必要があると思われる（鹿児島）

- ・保健師・児童福祉司の虐待対策班への増員。子ども・親への心理的ケアのための心理判定員の増員。一保の体制強化のための、夜間対応職員の増員（沖縄県）
- ・一時保護所の職員体制の充実（札幌市）
- ・治療プログラムの開発研究（仙台市）
- ・児童福祉司の資格要件を緩和しないでいただきたい。児童福祉司の配置基準を人口5万人あたりとして欲しい。法的に心理判定員の最低基準（配置基準）を決めていただきたい（今後、虐待親の心理治療をするのであれば、児童福祉司との比率は、児童福祉司2：1以上が必要である）（さいたま市）
- ・心理判定員の配置基準の明確化（人口10万人に対し1人）。児童精神科医の配置（児童の精神的問題や発達障害に対応）（千葉市）
- ・スーパーバイザーの増加。児童福祉司の配置の増加。家庭復帰支援専門の児童福祉司の配置。虐待対応チームの増員（横浜市）
- ・児童福祉司の増員（生保、保健師と比して少ないので）（川崎市）
- ・一保の機能について、非行系児童と養護性の児童との混合処遇は大きな課題。それぞれ別の方針で対応すべき（川崎市）
- ・児童福祉司の増員、心理判定員の増員及び配置基準の設定（神戸市）
- ・虐待ケース対応で関係機関に情報提供を依頼するが、個人情報保護の立場から拒否された場合の強制力について、法的位置づけを検討願いたい（神戸市）
- ・児童指導員、保育士2名（個別対応を必要とする児童の増加に対応）。看護士又は保健師1名（疾病による看護等に関するものが増加）。療育手帳の判定業務のみを行う職員1名を増員したい（広島市）
- ・児童精神科医（常勤）（発達障害等の処遇困難ケースに適宜・的確に対応するため）（北九州市）
- ・臨床経験豊富な専門性の高いSVが求められる。（職員数ではなく、質の向上が課題）（北九州市）
- ・児童福祉司の専門性確保は最も重要な課題。国としても、抜本的な強化策を打ち出していくいただきたい（福岡市）
- ・児童福祉施設職員の量・質共に、被虐待児のケアには十分対応できるとは言い難い。引き続き充実策を強化していただきたい（福岡市）
- ・児相と学校との連携を密にするため、教委との人事交流を図る。日中夜間を問わず充分な人員の張り付け（広島県）

など

● その他の要望

- ・一時保護所は混合処遇のためトラブルが多い。分離処遇するための施設整備と人員増が必要（青森県）
- ・児童相談に対して、市町村によりかなりの温度差があり、不安。子どもの相談は児相に任せておいたらいいという意識を改めることが必要であり、そのための枠組みの明確化や法整備、予算措置が必要（奈良県）
- ・心理ケアが必要な子どもや、発達障害児への対応等、処遇困難な事例が増加していることから、新たな枠組みが必要。専門里親の確保も難しい（奈良県）
- ・児童虐待ネットワーク会議の義務化。（設置市町村 5 市町村）（和歌山県）
- ・児相新規職員に対して、国は統一的に 2 ヶ月程度の研修を実施すべき。家裁の調査官のように（島根県）
- ・全国の児相に一保設置を義務づける（島根県）
- ・毎年全国児相所長会が要請している「児童相談所の体制の充実等について」の各事項が実現すること（山口県）
- ・虐待に関わる親子分離と再統合の混在は展開が困難であり、親子分離については家裁が適当と考える（長野県）
- ・福祉事務所に児童相談担当の社会福祉主事が配置されるよう地方交付税に算定されたい（岐阜県）
- ・①子どもの虹情報センターにおける研修と同等の研修が各地で受けられるよう、全国児童相談所長会議のブロック毎に拠点を定めて巡回し、1 年で全国をカバーする「出前研修制度」を設ける。②各中央児童相談所長が行う自主研修に対して、講師斡旋、経費の助成などを行う事業を設ける ③児童相談所と民間児童福祉施設との職員の相互派遣交流が積極的に行えるよう、全国共通の基準を定める。④一時保護委託にかかる経費について、措置費（一般生活費）と同額を払えるようにする。⑤施設設備に余裕がある児童養護施設の場合には、一時保護受託による定員超過を都道府県の裁量で認める（年度当初に一時保護枠の設定を行うことを含む。）この場合、暫定定員が設定されているときは、その見直しを行う。⑥T V 電話を含む児童支援情報システム構築を全国レベルにおいて推進する。とりあえず研究会を設置して、早急に議論を開始する。⑦児童相談所事務の情報システムに助成を行う。⑧児童相談所、一時保護所、児童福祉施設等を結ぶ通信回線の確保に助成を行う。なお、児童福祉施設等にパソコン等情報機器設置の助成を行う。（東京都）

- ・保護した児童の人権を守るためにには、児童相談所の機能強化と併せて、児童養護施設の最低基準の改訂を行い、被虐待児の対応が出来る体制を作ることが必要（神奈川県）
- ・市町村の受け皿は組織体制、マンパワーいずれも充分とは言い難いので、市町村の体制整備にあたっては人的裏付けとなる財政支援をお願いしたい（新潟県）
- ・ワーカー1人あたりの業務量（ケース扱い数）に基準があるとよい（名古屋市）
- ・里親手当の増額を図られたい（京都市）
- ・市町村の機能強化を図ること（三重県）
- ・市町村にも相談を受ける職員配置基準を明確にして欲しい（愛知県）
- ・一時保護委託費を措置費と同様に扱って欲しい（委託費が少ないという理由で受入を拒否される）（愛知県）
- ・市町村の体制強化（市に児童福祉に関する専門職を配置）
- ・児相が児童福祉の専門機関で有り続けるためには、地域に対する「発言力」と「発言する責任」とを強化する必要がある。そのためには、児相に管轄地域の児童福祉の推進に関する政策立案と執行の権限と責任を持たせる（予算や人事に関する権限も拡充する）こと。これによって実現したいのは児相が「予防」に踏み込む事である。専門機関である児相は、「深刻な課題を抱えてしまった児童や家族」に対する支援能力を確保していかなければならないが、同時にそのような児童や家族を作らせないための地域支援能力も備えていなければならぬ、と考える（福島県）
- ・設備の老朽化と狭さの解決（群馬県）
- ・一保の再整備（個室化、保護児童の無外対策、一時保護所の分散）（群馬県）
- ・一保の体制整備が急務（被虐待児・非行児童の増加）（埼玉県）
- ・一保の最低基準を作る必要（特に非行）（埼玉県）
- ・市町村に温度差があるため、交付税措置による市町村職員（相談対応）の増員をお願いしたい（埼玉県）
- ・一保の研修、特に非行と虐待に特化した保育士の研修を、武蔵野学院か虹センターでやって欲しい（埼玉県）
- ・1ヶ月程度の期間設定で研修できるよう制度を作って欲しい（徳島県）
- ・一保の最低基準の設定（居室の個別化等）（香川県）
- ・三位一体で虐待関連補助金が交付税化されると、県の財政状況により児童福祉施策が後退するおそれ有り（香川県）
- ・虐待対策については、現行制度では限界に達していると思われるので、

諸外国の事例も参考にして対策・体制を確立願いたい（愛媛県）

- ・市町村が相談窓口になるが、国において共通したマニュアル・アセスメントを作成し、相談処遇職員が利用できるように希望する（高知県）
- ・市町村が児童相談体制を受けることとなったことに伴う、市町村への財政措置（福岡県）
- ・虐待対応職員については、給与面においても、特別手当等による改善が必要（沖縄県）
- ・乳児の一時保護、一時保護所では対応できない児童の対応策の検討（札幌市）
- ・一保の施設設備の標準を具体的に示して欲しい（仙台市）
- ・24時間、365日体制は有効なものができるのか。（さいたま市）
- ・措置権の委譲。具体的には、児相の事務を将来非行・虐待を中心にしていく際に、障害関係に係る児相長の権限を各自治体の判断で委託することについて、検討願いたい（神戸市）
- ・施設への一時保護委託に対する単価の増額、教育にかかる経費の負担（神戸市）
- ・混在処遇には支障が出ており、個別の処遇ができる体制が必要（広島市）
- ・児相をこのままの形で残すのか、あるいはこどもの権利擁護のための機関を独立していく方向も考えられると思われる。その場合、その機関は司法関係の基での機関が適当と考える（広島市）
- ・心理判定員の配置基準を求めたい（北九州市）
- ・24時間体制を推進するには、それに見合った人件費を補助していただきたい（北九州市）
- ・立ち入り調査や緊急保護等の権限を強化すると共に、それを行使した職員の免責を明確に法文化していただきたい（権限と責任のアンバランスがあると思う）（北九州市）

など